

筑西広域市町村圏事務組合個人情報保護条例

平成 15 年 3 月 28 日条例第 3 号

改正 平成 17 年 3 月 28 日条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、個人情報の適切な取扱いを確保するため必要な事項を定め、本組合の実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正等を請求する権利を明らかにし、もって個人の権利利益の保護と公正で透明な行政運営の推進を図るとともに、個人の基本的な人権の擁護の充実に資することを目的とする。

(準用規定)

第 2 条 組合の個人情報の管理等、開示及び訂正等については、筑西市個人情報保護条例（平成 17 年筑西市条例第 16 号）の規定の例による。この場合において、同条例中「市長」とあるのは「管理者」と、「本市」とあるのは「本組合」と読み替え、同条例第 2 条の規定中「市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに議会」とあるのは「管理者、消防長、監査委員及び組合議会」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 28 日条例第 3 号）

この条例は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。